

○おいらせ町自治基本条例〔逐条解説〕

平成 20 年 3 月 17 日

条例第 1 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 町民の権利(第 4 条—第 7 条)
- 第 3 章 町民の役割と責任(第 8 条—第 12 条)
- 第 4 章 行政の役割と責任(第 13 条—第 18 条)
- 第 5 章 議会の役割と責任(第 19 条—第 21 条)
- 第 6 章 まちづくりの基本原則(第 22 条—第 27 条)
- 第 7 章 まちづくりのしくみ(第 28 条—第 36 条)
- 第 8 章 まちづくり組織(第 37 条・第 38 条)
- 第 9 章 施行後の検証と見直し(第 39 条・第 40 条)
- 第 10 章 補則(第 41 条)

附則

前文

おいらせ町は、太平洋にそそぐ奥入瀬の清流と八甲田をのぞむ緑の平野に育まれた自然豊かな町です。私たちは、この地で先人の築いた歴史と伝統を大切にし、産業を発展させながら暮らしてきました。

社会環境が大きく変化するなかで、私たちはまわりに流されることなく物事の本質を見る目を養い、これまでに守り、培ってきた歴史と伝統、文化、産業、そして豊かな自然環境を未来に伝えていかなければなりません。

そのためには、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立ち、町民・行政・議会がともに手をとり合ってまちづくりを進める必要があります。

私たちは、自然の恵みに感謝し、心と体を鍛え、子どもたちを健やかに育て、働く喜びを知り、思いやりと誇りを持って、心ふれあう「おいらせ町」づくりに努力します。その思いを共有し、協力して自治に取り組むため、ここに自治基本条例を制定します。

【前文】

前文はおいらせ町がめざしているもっとも大切な目的や基本原則を強調するため、条文の本文に先立って置かれます。

地方分権が進み、自治体は国や県と対等の立場で協力し合う関係となりました。そのため、自治体には自らの地域のことを自主的に決定して運営することが求められています。そのよりどころとなるのが、自治基本条例です。

前文の構成は、はじめにおいらせ町の自然や人々の暮らしのこれまでと現在を示し、次の段落では、おいらせ町が向かうべき方向を示しています。

それは、いつの時代も、正しいこと、大切なものを見究める目を持って、豊かで住みよいふるさとを築いていくことです。

この条例では、多くの町民の声も聞きながら、おいらせ町を「こういう町にしたい」という希望を、まちづくりの理念としてまとめました。

自分達の幸福を自分達の意志決定により実現する。これは、自治の原則であり、私たちおいらせ町民の、協働のまちづくりへの決意の表明でもあります。

最後の段落に、めざす町の姿を示しました。そこには町民憲章の精神が謳われています。

第1章 総則

(条例制定の目的)

第1条 この条例は、おいらせ町が守る町民の権利、そのための町民、行政及び議会の役割と責任を明らかにするなど、おいらせ町の自治の原則としくみに関する基本的な事柄を定め、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。

【第1条】

前文にかかげた大きな目的を達成するために、必要となる具体的な事柄について、まちづくりの主体である町民、行政、議会の三者の役割や責任を明らかにし、どのようなまちを目指していくかを謳っています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は以下の各号に定めるものとします。

- (1) 町民 おいらせ町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、又は町内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 町政 町の行政、政治及び公益活動を総称していいます。
- (3) 行政 町長等及び町職員をいいます。
- (4) 町長等 町の執行機関としての町長、委員会及び委員をいいます。
- (5) 協働 町民、行政及び議会が共通の目的を実現するために、それぞれの責任と役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、対等な関係に立って協力して行動することをいいます。
- (6) 参加 町民が理想の地域社会を実現するために、町政とその評価に主体的に関わ

り、行動することをいいます。

(7) 町又はおいらせ町 町民、行政及び議会を包括していいます。

【第2条】

この条例で使われる用語のうち、共通のとらえ方をしておいた方がよいものについて定義をすることにしました。

- (1) 町民…まちづくりには、住民のほかに町内に通勤・通学している人、町内にある団体等で活動する人など、様々な人達の協力が欠かせないことから、幅広く定義しています。町内に住所を有する町民は「住民」として区別しています。
- (2) 町政…町で行われる行政や議会活動、町内会活動など広い活動を含んで使います。他に、選挙で投票することなども指します。
- (3) 行政…役場は「行政」として区別します。
- (4) 町長等…執行機関としての委員会及び委員とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員をいいます。
- (5) 協働…暮らしやすい地域社会を実現するためには、町民、行政、議会が共通の認識を持って、対等の立場で協力し合うことが必要です。
- (6) 参加…町政に意見を述べたり、町内会活動をすることも「参加」です。
- (7) 町又はおいらせ町…「主語」として使うときは、まちづくりを担う三者すべてを含んでいます。行政や議会だけでなく、町民も含みます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、おいらせ町の自治の根本を担う最高規範であり、町民、行政及び議会はこれを遵守しなければなりません。町政運営にあたってはこの条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

【第3条】

地方自治法上、形式では条例間に優劣はありませんが、自治基本条例が「自治体の憲法」といわれるよう、すでに施行されている条例も含め、自治体運営に関するすべての条例はこの条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図る必要があります。

第2章 町民の権利

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- (1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- (3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

【第4条】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

(1) 「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。

(2) 「豊かな自然環境」…自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。

(3) 「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。

(4) 「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。

(5) 「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。

(子どもの権利)

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【第5条】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

(個人情報)

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

【第6条】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけではなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

(参加に関する権利)

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

- (1) 行政、議会及び地域の状況を知る権利
- (2) 政策の形成、実施及び評価に参加する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明し、

そのことにより不利益を受けない権利

【第7条】

- (1)まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。
- (2)従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成（白紙）の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。
- (3)まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

第3章 町民の役割と責任

(自立と自律)

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【第8条】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかなければならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

(まちづくりへの参加)

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【第9条】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

(町民、行政及び議会との協働)

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

【第10条】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

(互いの権利を守る責任)

第11条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

【第11条】

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

(ふるさとと地球を守る責任)

第12条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

【第12条】

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままで次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

第4章 行政の役割と責任

(役割と責任)

第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

【第13条】

地方分権の流れの中で、自治体の代表者である町長には大きな権限が与えられています。町長は町民の信託を受けた者として、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

町職員は、町民としての立場も持っています。町民の幸福の実現に直接関わる場所で働く者としての自覚を持って、職務にあたらなければなりません。

(行政の執行)

第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。

3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

【第14条】

経費をただやみくもに抑えるのではなく、事業の重要度、緊急度などを考慮した予算編成と運営による「健全な財政運営」を実現する必要性を規定しています。また、予算の執行状況については、住民の信用を損ねることのないよう、透明性を確保する必要があります。

より健全で透明な行財政運営のために、日頃から町長等と町職員は必要な事柄を学び、工夫し、その蓄積や情報を共有することが求められます。

(町民との関係)

第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

【第15条】

これまで国から県、市町村、住民という流れのなかで行政が行われてきた部分が多くありました。しかし、地方分権が進むなかにおいては、四者は対等の立場にあります。「同じ視点」とは、町長等も町職員も町民と対等の立場に立つこと、町民の立場に身を置いて職務のあり方を考えることを意味しています。

(苦情・相談への対応)

第16条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

【第16条】

現在、「町民の声」「行政相談」など様々な方法で町民の苦情・相談に対処しています。対応の経過や結果に関する情報は、同様の苦情・相談に迅速に対応できるよう、速やかに、また正確に記録し共有する必要があります。条例で規定することにより、行政としての責任をより明確にしました。

(情報公開と説明責任)

第17条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

(危機管理)

第18条 行政は、町民の生命及び財産を守るために、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

【第18条】

自然災害など緊急時はもちろん、日頃から町民への危険を回避するために行政に求められる役割は広範にわたります。公害防止や高齢者の詐欺被害防止など、町民の基本的な権利を守り、犯罪や事故の被害に遭わないよう対策を講じる必要があります。

第5章 議会の役割と責任

(議会の役割と責任)

第19条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第19条】

町の意思決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。
また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

(議会の運営)

第20条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第20条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。そのため、議会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

(議員の責任)

第 21 条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第21条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれます
が、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する
必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努めることが必要です。

第 6 章 まちづくりの基本原則

(自己決定と連携)

第 22 条 おいらせ町は、地方自治の理念に則り、国及び青森県と対等な立場で相互に
協力してまちづくりにあたります。

2 町は、他の自治体との相互理解のもと、共通の課題に対しては積極的に連携してそ
の解決に努めます。

【第22条】

これからの中づくりには、国や県の決めたことに従うだけではなく、「地域のことは地域
で決める」という姿勢が求められます。一方で、他の自治体と共通する課題（防災、医療な
ど）の解決にあたっては、積極的な協力が必要であることを規定しています。

(地域経営の原則)

第 23 条 おいらせ町は、持続可能な地域社会を実現するため、地域経営の視点から、
地域資源を活用し最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

【第23条】

これからの中づくりには地域を経営する視点が必要です。人材、自然、財源など、おいらせ町が持つ地域資源を最大限に生かし、成果を重視した政策展開を図らなければなりません。特に行政職員はその視点を忘れてはなりません。

(知る権利と情報共有)

第 24 条 おいらせ町は、町民の知る権利を尊重し、町民、行政及び議会の保有する情
報を可能な限り共有します。

【第24条】

これからのまちづくりは、町民、行政、議会が対等の立場で進めなければなりません。そのためには、情報を共有して三者が共通の理解の上に立つことが必要です。行政や議会は積極的に情報を公開し、町民の知る権利を守らなければなりません。一方で町民は行政や議会の情報を受け止め、理解する努力をしなければなりません。また、町民も積極的に情報を発信することで、三者の情報共有は進んでいきます。

(個人情報の尊重)

第25条 おいらせ町は、町民の個人情報とプライバシーを尊重します。

【第25条】

町民は自らの個人情報を行政に委ねています。行政はこれを厳正に管理し、町民の信頼に応えなければなりません。また、議会や町民も互いの個人情報やプライバシーに関わる情報は、大切に扱わなければなりません。

(参加の保障と協働)

第26条 おいらせ町は、町民のまちづくりに参加する機会を保障します。

2 町は、町民が地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動に参加しやすい環境を整備し、町民、行政及び議会の協働によるまちづくりを進めます。

【第26条】

第7条のまちづくりに参加する権利に対応しています。町民の自由な意思にもとづいて行われる活動を、情報提供や施設の開放、資金面の援助など様々な方法により、三者が支えあう地域社会を築くことが求められます。行政も議会も町民自身も、協力してまちづくりに参加しやすい環境の整備を整えていく必要があります。

(住民投票)

第27条 おいらせ町の重要事項については、おいらせ町の住民、町長又は議会の発議により、住民投票を行うことができます。

【第27条】

町の意思決定は、町長及び議会による「間接民主制」が原則ですが、住民投票は住民一人ひとりの意思を確認するための最終的な手段です。地方自治法で認められた住民自治制度を補い、住民自治を充実させるために行われますが、投票年齢など、詳細は各自治体の検討に委ねられています。

第7章 まちづくりのしくみ

(総合計画)

第28条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策

定して事業を実施します。

2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

【第28条】

町の行政運営は総合計画に基づき、計画的に行われるべきであることを規定しています。また、総合計画の策定にあたっては、スタートの段階から町民と情報を共有し、策定作業に町民が関わるような体制を整えることを求めたものです。

(財政運営)

第 29 条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

【第29条】

町の財政情報は、町民の生活に大きく関わる重要な情報です。「どのようにお金を使う予定か」「実際どのようにお金が使われたか」を公開し、町民がそれを理解することは、ともにまちづくりを進めていく上で重要です。

(行政評価)

第 30 条 行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【第30条】

これから町の事業は、計画を立て、実行するだけでなく、その結果を評価して次年度以降の事業に生かすことが求められています。この「評価」の作業に、町民が関わることのできる体制を整えることを規定しています。

(情報公開・情報共有)

第 31 条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第31条】

1項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは委員会、附属機関等の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることができます。

2項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

(附属機関等における委員の公募)

第32条 附属機関やその他の懇談会等の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな附属機関やその他の懇談会等が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

(参加の保障)

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【第33条】

1項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまでアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

(行政監視)

第34条 おいらせ町は、行政運営が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

【第34条】

一般的に「オンブズマン」と呼ばれており、民間の有志により組織されるものと、行政が設置するものとがあります。

(開かれた議会)

第35条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第35条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

(選挙における情報共有)

第36条 おいらせ町は、住民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と住民の情報共有の機会を設けます。

【第36条】

積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図ることは、よりよい地域社会づくりと民主主義の実現にとって有益です。

第8章 まちづくり組織

(まちづくり組織)

第37条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。

【第37条】

「まちづくり組織」は、町内会を軸にPTA、民生委員、NPOなど、地域で活動する個人や団体により、概ね学校区ごとに組織される地縁型組織を想定しています。町民参加のもっとも身近な機会となり、協働のまちづくりの基盤となるものです。

(まちづくり組織とおいらせ町)

第38条 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。

2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。

【第38条】

「まちづくり組織」の活動は、まちづくり活動の根幹を担うものとして、町民、行政、議会ともこれを尊重しなければなりません。行政はまちづくり組織が活動しやすいよう、資金、広報、調整など必要な支援を行うことが求められます。

第9章 施行後の検証と見直し

(運用状況の検証)

第39条 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。

2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

【第39条】

この条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、定期的に検証し、それを公表することを規定しています。

検証は、行政内で行うのではなく、町民を含む別の組織を設置して行うことと定めています。

(条例の見直し)

第40条 この条例は5年を越えない期間ごとに見直します。

2 条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

【第40条】

前条により、毎年検証が行われた結果、改訂が必要になったときはそれを公表し、改訂にあたってはできるだけ多くの町民から意見を聞くことを求めた規定です。

第10章 補則

(委任)

【第41条】

この条例は自治の基本に関わることを定めたものです。このなかに規定されていない詳細は、別の条例や規則により具体的に規定します。

第41条 この条例に定めるもののほか、この施行にあたり必要な事項は、別に定めます。

【第41条】

この条例は自治の基本に関わることを定めたものです。このなかに規定されていない詳細は、別の条例や規則により具体的に規定します。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

附 則(平成 27 年 12 月 18 日条例第 31 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。